



食安発0702第1号
平成21年7月2日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第346号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が下記のとおり改正されたので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品エプリノメクチン並びに農薬カズサホス、クロチアニジン、チアメトキサム、フェンブコナゾール及びフロニカミドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

第2 施行・適用期日

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成22年1月2日から適用されるものであること。

農薬等	食品
エプリノメクチン	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分

カズサホス	レタス
チアメトキサム	ライ麦、そば、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、かぶ類の葉、アーティチョーク、たまねぎ、にんにく、アスパラガス、その他のゆり科野菜、セロリ、みつば、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、りんご、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、カカオ豆、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
フロニカミド	クレソン、その他のあぶらな科野菜、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、ほうれんそう、その他の野菜及びトマトペースト

第3 残留基準

- 1 今回基準値を設定するエプリノメクチンは、エプリノメクチンの主成分であるエプリノメクチンB_{1a}をいうこと。
- 2 今回基準値を設定するクロチアニジンとは、チアメトキサムの代謝物であり、チアメトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくカズサホス、チアメトキサム、フェンブコナゾール及びフロニ

カミドに係る適用拡大のための変更登録並びに薬事法(昭和35年法律第145号)に基づくエプリノメクチンを有効成分とする薬剤に係る承認が農林水産省において行われること。

別紙

エプリノメクチン(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.25	0.25
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 2	2.00
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.3	2
牛の腎臓	○ 0.3	0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.3	2
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。)	○ 2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.3	2
乳	○ 0.02	0.02

カズサホス(殺虫剤、殺線虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	○ 0.01	0.01
ばれいしよ	○ 0.03	0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.03	0.03
かんしよ	○ 0.02	0.02
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	○ 0.05	0.05
だいこん類の葉	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 0.01	0.01
きょうな	○ 0.05	
ごぼう	○ 0.5	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	0.01
にんにく	○ 0.02	0.02
トマト	○ 0.01	0.01
ピーマン	○ 0.01	
なす	○ 0.02	0.02
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 0.01	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.05	0.05
すいか	○ 0.01	0.01
メロン類果実	○ 0.02	0.02
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
しょうが	○ 0.1	0.1
えだまめ	○ 0.01	0.01
みかん	○ 0.01	0.01
なつみかんの果実全体	○ 0.01	0.01
レモン	○ 0.01	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.01	0.01
グレープフルーツ	○ 0.01	0.01
ライム	○ 0.01	0.01
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 0.01	0.01
いちご	○ 0.05	0.05
バナナ	○ 0.01	0.01
その他のハーブ ²¹	○ 0.5	0.5

クロチアニジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.7	0.7
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.1	0.02
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
そば	○ 0.02	0.02
その他の穀類 ⁴	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	○ 0.3	0.3
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.3	0.3
らつかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類 ⁵	○ 0.3	0.3
ばれいしよ	○ 0.25	0.25
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしよ	○ 0.1	0.1
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	0.02
こんにやくいも	○ 0.05	0.02
その他のいも類 ⁶	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	○ 0.1	0.1
だいこん類の葉	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.02	0.02
かぶ類の葉	○ 0.02	0.02
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 0.2	0.02
はくさい	○ 0.3	0.1
キャベツ	○ 0.7	0.7
芽キャベツ	○ 0.3	0.02
ケール	○ 1	0.02
こまつな	○ 1	0.5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	○ 0.3	0.02
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 ⁷	○ 5	5
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	○ 2	2
チコリ	○ 2	2
エンダイブ	○ 2	2
しゅんぎく	○ 0.2	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜 ⁸	○ 2	2

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
にんにく	○ 0.02	0.02
にら	○ 15	15
アスパラガス	○ 0.7	0.7
わけぎ	○ 2	2
その他のゆり科野菜 ⁹	○ 2	2
にんじん	○ 0.02	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 2	2
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 0.02	0.02
その他のせり科野菜 ¹⁰	○ 2	2
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろり	○ 0.05	0.02
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.05	0.02
その他のうり科野菜 ¹²	○ 2	2
ほうれんそう	○ 3	0.02
たけのこ	○ 2	2
オクラ	○ 1	1
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 2	2
マッシュルーム	○ 0.02	0.02
しいたけ	○ 0.02	0.02
その他のきのこ類 ¹³	○ 0.02	0.02
その他の野菜 ¹⁴	○ 2	2
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 0.7	0.7
ラズベリー	○ 0.2	0.02
ブラックベリー	○ 0.2	0.02
ブルーベリー	○ 0.2	0.1
クランベリー	○ 0.02	0.02
ハックルベリー	○ 0.2	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁶	○ 0.2	0.1
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 1	1
キウイ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 1	1
アボカド	○ 0.02	0.02
パイナップル	○ 0.02	0.02
グアバ	○ 1	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
なつめやし	○ 0.02	0.02
その他の果実 ¹⁷	○ 4	4
ひまわりの種子	○ 0.02	0.02
ごまの種子	○ 0.02	0.02
べにばなの種子	○ 0.02	0.02
綿実	○ 0.1	0.02
なたね	○ 0.01	0.01
その他のオイルシード ¹⁸	○ 0.02	0.02
ぎんなん	○ 0.02	0.02
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹⁹	○ 0.02	0.02
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.05	0.04
カカオ豆	○ 0.02	0.02
ホップ	○ 0.1	0.02
みかんの果皮	○ 10	10
その他のスパイス ²⁰ (みかんの果皮を除く。)	○ 4	4
スペアミント	○ 0.3	0.3
ペパーミント	○ 0.3	0.3
その他のハーブ ²¹ (スペアミント及びペパーミントを除く。)	○ 5	5

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²³ の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02

チアメキサム(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	0.1
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.3	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ⁴	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	● 0.05	0.5
えんどう	● 0.02	0.5
そら豆	● 0.02	0.5
らっかせい	●	0.5
その他の豆類 ⁵	● 0.02	0.5
ばれいしよ	● 0.3	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.3	0.5
かんしよ	● 0.03	0.5
やまいも(長いもをいう。)	●	0.5
こんにやくいも	● 0.1	0.5
その他のいも類 ⁶	●	0.5
てんさい	● 0.02	0.1
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	○ 0.2	0.02
だいこん類の葉	○ 3	2
かぶ類の根	○ 0.02	0.02
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 3	2
はくさい	○ 2	1
キャベツ	○ 2	1
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 3	2
こまつな	○ 5	2
きょうな	○ 3	2
チンゲンサイ	○ 5	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁷	○ 5	2
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	● 0.45	2
チコリ	○ 3	2
エンダイブ	○ 3	2
しゅんぎく	○ 3	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	2
その他のきく科野菜 ⁸	○ 3	2

チアメキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にんにく	●	0.02
にら	○ 2	2
アスパラガス	● 0.02	2
わけぎ	○ 10	2
その他のゆり科野菜 ⁹	●	2
にんじん	○ 0.02	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 3	2
セロリ	● 0.7	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜 ¹⁰	○ 3	2
トマト	○ 2	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 2	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.2	0.5
しろうり	● 0.2	0.5
すいか	● 0.2	0.5
メロン類果実	● 0.3	0.5
まくわうり	● 0.2	0.5
その他のうり科野菜 ¹²	○ 0.5	0.5
ほうれんそう	○ 10	2
たけのこ	●	0.02
オクラ	● 0.7	1
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	● 0.02	0.5
未成熟いんげん	● 0.3	0.5
えだまめ	● 0.3	0.5
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹³	●	0.02
その他の野菜 ¹⁴	○ 3	2
みかん	● 0.3	0.5
なつみかんの果実全体	○ 1	0.5
レモン	○ 1	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	0.5
グレープフルーツ	○ 1	0.5
ライム	○ 1	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 1	0.5
りんご	● 0.3	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	● 0.2	1
びわ	● 0.2	0.5

チアメトキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹		現行基準
	(改正後)		(改正前)
	ppm		ppm
もも	○	0.5	0.5
ネクタリン	●	0.5	1
あんず(アプリコットを含む。)	●	3	5
すもも(プルーンを含む。)	●	0.5	5
うめ	●	3	5
おうとう(チェリーを含む。)	○	5	5
いちご	●	2	5
ラズベリー	●	0.35	5
ブラックベリー	●	0.35	5
ブルーベリー	●	0.2	5
クランベリー	●	0.02	5
ハuckleベリー	●	0.2	5
その他のベリー類果実 ¹⁶	●	0.35	5
ぶどう	●	2	5
かき	○	1	1
バナナ	●	0.7	1
キウイ	●		0.5
パパイヤ	●		1
アボカド	●		1
パイナップル	●		1
グアバ	●	0.2	1
マンゴー	●	0.2	1
パッションフルーツ	●		1
なつめやし	●		5
その他の果実 ¹⁷	●	2	5
ひまわりの種子	●		0.02
ごまの種子	●		0.02
べにばなの種子	●		0.02
綿実	○	0.1	0.05
なたね	○	0.02	0.02
その他のオイルシード ¹⁸	●		0.02
ぎんなん	●		0.02
くり	●		0.02
ペカン	○	0.02	0.02
アーモンド	●		0.02
くるみ	●		0.02
その他のナッツ類 ¹⁹	●		0.02
茶	●	15	20
コーヒー豆	○	0.05	0.04
カカオ豆	●		0.02
ホップ	○	0.1	0.06
その他のスパイス ²⁰	○	5	5
その他のハーブ ²¹	○	5	2
牛の筋肉	●	0.01	0.02
豚の筋肉	●	0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	●	0.01	0.02
牛の脂肪	●	0.01	0.02
豚の脂肪	●	0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.01	0.02

チアメキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の肝臓	● 0.01	0.02
豚の肝臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.02
牛の腎臓	● 0.01	0.02
豚の腎臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.02
牛の食用部分	● 0.01	0.02
豚の食用部分	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.02
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん ²³ の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02

フェンブコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	○ 0.1	0.1
らつかせい	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.2	0.2
みかん	○ 1.0	1.0
なつみかんの果実全体	○ 1.0	1.0
レモン	○ 1.0	1.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1.0	1.0
グレープフルーツ	○ 1.0	1.0
ライム	○ 1.0	1.0
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 1.0	1.0
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.7	0.7
西洋なし	○ 0.7	0.7
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 1.0	1.0
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.5	0.5
すもも(プルーンを含む。)	○ 1.0	1.0
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
ブルーベリー	○ 0.3	0.3
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハuckleベリー	○ 0.3	0.3
その他のベリー類果実 ¹⁶	○ 0.3	0.3
ぶどう	○ 3	3
バナナ	○ 0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
茶	○ 10	10
その他のスパイス ²⁰	○ 1.0	1.0
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05

フェンブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん ²³ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05

フロニカミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしよ	○ 0.3	0.3
クレソン	● 4.0	4
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 1	
その他のあぶらな科野菜 ⁷	● 4.0	4
チコリ	● 4.0	4
エンダイブ	● 4.0	4
しゅんぎく	● 4.0	4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	● 4.0	4
その他のきく科野菜 ⁸	● 4.0	4
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	
パセリ	● 4.0	4
セロリ	● 4.0	4
その他のせり科野菜 ¹⁰	● 4.0	4
トマト	○ 2	0.4
ピーマン	○ 0.4	0.4
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 0.4	0.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろうり	○ 0.4	0.4
すいか	○ 2	0.4
メロン類果実	○ 2	2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のうり科野菜 ¹²	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	● 9.0	9
その他の野菜 ¹⁴	● 4.0	4
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	0.7
ネクタリン	○ 1	0.6
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	0.6
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.6	0.6
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.6	0.6
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 5	
その他の果実 ¹⁷	○ 0.4	0.4
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 40	40
ホップ	○ 5	

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉	○ 0.05	0.05
馬の筋肉	○ 0.05	0.05
山羊の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
羊の脂肪	○ 0.02	0.02
馬の脂肪	○ 0.02	0.02
山羊の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.08	0.08
羊の肝臓	○ 0.08	0.08
馬の肝臓	○ 0.08	0.08
山羊の肝臓	○ 0.08	0.08
牛の腎臓	○ 0.08	0.08
羊の腎臓	○ 0.08	0.08
馬の腎臓	○ 0.08	0.08
山羊の腎臓	○ 0.08	0.08
牛の食用部分	○ 0.08	0.08
羊の食用部分	○ 0.08	0.08
馬の食用部分	○ 0.08	0.08
山羊の食用部分	○ 0.08	0.08
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²³ の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.03	0.03
その他の家きんの卵	○ 0.03	0.03
トマトピューレー(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	○ 0.5	0.5
トマトペースト(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	● 2.0	2

脚注

- :平成21年7月2日施行
●:平成22年1月2日施行
残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- 今回基準値を設定するエプリノメクチンは、エプリノメクチンの主成分であるエプリノメクチンB_{1a}をいうこと。
- 今回基準値を設定するクロチアニジンとは、チアトキサムの代謝物であり、チアトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。
- 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

17.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

18.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

19.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

20.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

21.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

22.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

23.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。